

T&M通信

～税務と経営～

●今月の経営チェックポイント

- 所得税の予定納税第2期分の納期限は11月30日(月)です。
予定納税とは前年の所得税納税基準額が15万円以上の方について、その年の所得税の一部をあらかじめ納付する制度です。
- 所得税の予定納税額の減額申請(第2期分)の期限は11月16日(月)です。予定納税額の通知を受けている方で、廃業・休業・業績不振等によりその年の申告税額見込額が予定納税額に満たないと見込まれる場合にはこの減額申請をお勧めします。
- 個人事業税(第2期分)の納期限は11月30日(月)です。
- 11月、12月決算法人及び個人事業主の方は、賞与等決算対策の準備をして下さい。
- 来月は年末調整の月です。
控除証明書等(国民年金、生命保険、地震保険、小規模企業共済等)が発送されてくる時期ですので準備をお願いします。
平成27年に中途入社された方で、本年中に前職分の所得がある場合は、前職分の「給与所得の源泉徴収票」をご用意下さい。
- 11月は生命保険の月です。現在ご加入されている保険の見直しや、将来のための備え等生命保険について考えてみてはいかがでしょうか。
- 11月3日(火)は文化の日、23日(月)は勤労感謝の日です。

●着眼点

十字の知識

税理士 田中彰

来る平成28年11月18日(水)に京都市消費生活総合センター(京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階)において京都市等の主催による「不動産なんでも無料相談」が開催され、税理士会からは私が担当相談員として派遣させていただくことになりました。私は税理士なので税金に関する相談を受けることになります。

相談員として声をかけて貰ったことは光栄ですが責任は重大です。不動産に関する税金問題は膨大であり、「なんでも相談」となると事前の確認が不可欠であり私自身にとっても非常に勉強になります。不動産の購入や相続・贈与により取得した時、不動産を売却した時、不動産を所有している時、不動産を貸している時など状況に応じて関係する税金を整理しようと考えています。

不動産に係る税金は、不動産の時価に税率を掛けて決定されるものが多いのですが、この時価が所得税や法人税の計算では実際の売買価格あるいは実勢価格が用いられるのに対し、相続税や贈与税の計算では基本的には路線価が用いられます。また、地方税である固定資産税や不動産取得税の計算では独自の評価額が用いられることとなります。すなわち同一の不動産の価額は税金の種類によって変化するのです。

不動産に係る税金に限りませんが、専門家としてどんな質問にも対応できる一通りの知識や経験を有していることは重要なことです。限定せずに広く浅い知識や経験がまずは重要です。しかし、税理士ならばこの程度の知識は多くの方が持ち合わせているはずで、自分の存在価値を高めるためには、他の税理士がそこまでは掘り下げ無いが、いざという時には役に立つ狭く深い知識や経験を有することが必要です。これが縦の線と横の線が交わる「十字の知識」です。

●売れ筋商品を分析する

よく売れる商品、そうでない商品の把握は今後の経営判断を行う上で大切です。これを分析する方法としてよく用いられるのがABC分析です。

例えば1ヶ月間の売上を集計した時に、商品別に売上と総売上に対する割合、そしてその割合の累積を表にし、最後に累積が70%まで、90%まで、100%までをそれぞれA、B、Cグループに分けます。

商品	売上	割合	割合の累積	グループ
A 商品	1,000 円	27.3%	27.3%	A グループ
B 商品	800 円	21.9%	49.2%	
C 商品	700 円	19.1%	68.3%	
D 商品	500 円	13.6%	81.9%	B グループ
E 商品	300 円	8.2%	90.1	
F 商品	200 円	5.4%	95.5	C グループ
G 商品	150 円	4.1%	99.6%	

売上金額だけでなく、さらに売上数などでもグループ分けをすることで、主力となる商品（A グループ）、今後主力と出来そうな商品（B グループ）、貢献が望めない商品（C グループ）といった分析を行えます。特に多様な商品を扱っている場合はイメージだけに頼らず、数字によっても分析することで今まで見えなかったものが見えてくると思います。
(文責 井後 史朗)

●たばこ税の見直し

平成28年4月1日より旧3級品の製造たばこに係る国・地方のたばこ税の特例税率が、段階的に廃止されます。「旧3級品とは」、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこ（エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット・バイオレット・ウルマ）をいいます。

普段「たばこ税」と一口に言っていますが、厳密には「国たばこ税」「たばこ特別税」「道府県たばこ税」「市町村たばこ税」の4つに分類されます。このうち、「国たばこ税」と「たばこ特別税」は国に納める税金で、「道府県たばこ税」と「市町村たばこ税」は地方公共団体に納める税金です。たばこの値段は、本体にこの4種類の税額が上乗せされることによって決定されており、消費者はたばこを買うだけで4種類の税金を支払っています。

詳しくは財務省のホームページでご確認下さい。

(文責 数馬 由美)

●生命保険料控除について

11月になり今年も残すところ2ヶ月となりました。

12月になりますと年末調整の時期になります。給与の支払者は毎月の給料額から源泉徴収された所得税と年の途中にあった変動や異動、また各種の所得控除を計算の上年税額を求めてその差額を還付又は徴収しなければなりません。この手続きが「年末調整」です。

生命保険料控除は各種所得控除のうちの一つです。生命保険料控除の対象となる生命保険料は「一般の生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」に区分され、それぞれに控除金額が計算されます。3つの区分の控除金額を合計した金額が生命保険料控除金額となり最高120,000円の所得控除ができます。

今年中に保険料を支払えば今年分の所得控除ができますので、保険加入をお考えの方はこれからでもまだ間に合います。
(文責 田中 恵子)